

草加市公契約基本条例

平成26年9月17日
条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等（事業者及び下請負者をいう。以下同じ。）の責務並びに双方対等な立場において締結する公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、もって地域の豊かさを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定をいう。
- (2) 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- (3) 事業者 公契約を受注し、又は受注しようとする者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げる事項とする。

第9条 市長等は、経済性に配慮しつつ、事業者の能力、社会貢献の取組等価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用するものとする。

(履行の確保)

第10条 事業者等は、適正かつ効率的な履行体制を確立させることにより、契約内容に適合した履行を確保し、事業の質の向上に努めなければならない。

(労働環境の確保)

第11条 事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(労働賃金基準額)

第12条 市長は、規則で定める公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができる。

(労働環境の確認)

第13条 市長等は、事業者に対し、前2条の労働環境の確認を行うため、必要な報告を求めることができる。

2 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、事業者に改善措置を講ずるよう指導することができる。

(雇用環境の確保)

第14条 事業者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めなければならない。

(下請負者との契約)

第15条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)その他関係法令を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結するよう努めなければならない。

(市内業者の活用)

第16条 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者の受注機会を確保するものとする。

2 事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内業者を活用するよう努めなければならない。

第24条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営の委任)

第25条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条から第25条までの規定は、平成26年10月1日から施行する。